

会長及び副会長の選出について

会 長	
副会長	

【参考】 白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例（抜粋）

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。